

文教警察企業常任委員会資料

令和元年 12 月 5 日（木）

宮崎県警察本部

目 次

1 議案

(1) 議案第 12 号

特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例
・・・資料 1 参照

〔 令和元年 11 月定例県議会提出議案 P 85 〕

(2) 議案第 24 号

損害賠償額の決定について・・・資料 2 参照

〔 令和元年 11 月定例県議会提出議案 P 121 〕

2 報告事項

損害賠償額を定めたことについて

〔 令和元年 11 月定例県議会提出報告書 P 3～4 〕

3 その他報告事項

ストーカー・DV・児童虐待事案の現状と対策について・・・資料 3・4 参照

文 教 警 察 企 業 常 任 委 員 会 資 料	特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の制定について	令和元年12月5日(木) 宮 崎 県 警 察 本 部
---------------------------------	---	-----------------------------------

1 制定理由

国が、「東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則の特例」を制定したことに伴い、東日本大震災以外の特定大規模災害（災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの）が発生した場合においても、東日本大震災と同様の手当が速やかに支給できるよう、新たに条例を制定するものである。

2 制定する条例

特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例

3 条例の概要

第1条 目的

第2条 定義

第3条 災害警備等作業手当の特例（特定大規模災害）

災害警備等作業手当	職員が、特定大規模災害に対処するための作業に引き続き5日以上従事した場合は、現行の手当額（840円）に840円を超えない範囲内において公安委員会が定める額を加算した額を支給する。		
-----------	---	--	--

第4条 災害警備等作業手当の特例（原子力緊急事態宣言）

災害警備等作業手当	特定原子力事業所敷地内	原子炉建屋内	1日につき40,000円以内で公安委員会が定める額
		原子炉建屋外	1日につき20,000円以内で公安委員会が定める額
	公安委員会が定める区域		1日につき10,000円以内で公安委員会が定める額

第5条 委任

4 施行日

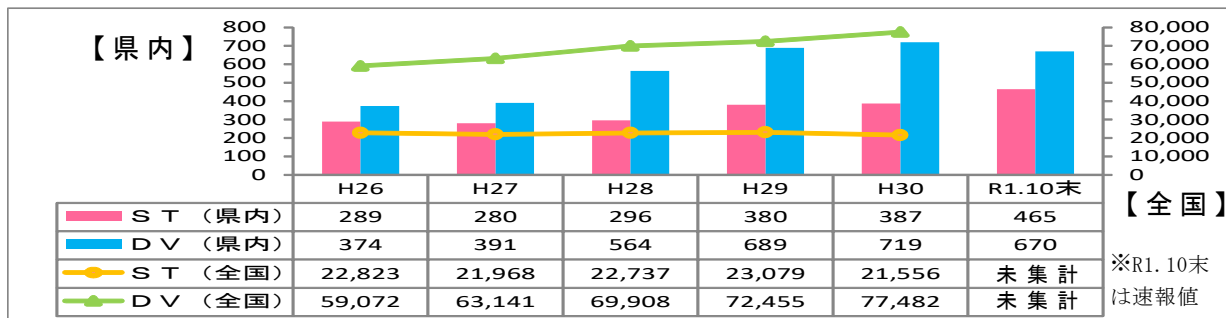
条例は、公布の日から施行する予定。

文教警察企業 常任委員会 資料	損害賠償額の決定について	令和元年12月5日(木) 宮崎県警察本部
1 損害賠償の概要 県有自動車による交通事故に伴う人身に対する損害賠償 2 事故発生日時、場所 (1) 発生日時 平成30年3月27日(火) (2) 発生場所 宮崎市田野町甲九州縦貫自動車道宮崎線上路66.9キロポスト先路上 3 事故の内容 交通部高速道路交通警察隊に所属する警察官(巡査長、男性、当時45歳)が単独で交通取締用四輪車を運転し高速道路を警ら中、自車前方の追越し車線に交通違反車両を認めたことから、同車両に停止を求めた。 同警察官は、交通違反車両が減速し走行車線に移行したため、自車を減速させ、左後方の安全確認が不十分なまま、追越し車線から走行車線に進路変更したところ、左後方から走行車線を進行してきた相手方車両の右後部に自車左前部を衝突させた。 更にその衝撃で、相手方車両は左側法面に車両の左前部が衝突して停車したもの。 4 損害賠償額 人身損害額 3,256,741円 (内訳) 自賠責保険による賠償 1,950,000円 任意保険による賠償 1,306,741円 5 過失割合 (1) 県側 100% (2) 相手方 0% 6 相手方の住所、氏名等 福岡県福岡市東区松島2丁目4番13号 甲斐 信行 (運転者) 7 その他 相手車両の物件に対する損害賠償額(90万円)については、車の所有者が法人(運転者が勤務する会社)であることから「報告事項」で報告。		

文教警察企業 常任委員会 資料	ストーカー・DV事案の現状と対策について	令和元年12月5日(木) 宮崎県警察本部
-----------------------	----------------------	-------------------------

1 現状

(1) ストーカー・DV事案相談等件数（県内・全国）



(2) ストーカー規制法の適用及び刑法・特別法検挙件数（県内）

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1.10末
ストーカー 規制法	書面警告	41	37	57	100	101
	禁止命令	2	3	2	14	29
	ストーカー行為罪	10	10	5	18	14
	禁止命令等違反	0	0	0	0	1
刑法・特別法検挙	25	21	24	23	29	28

※R1.10末
は速報値

※法改正：H29.1.3つきまとい行為追加等・H29.6.14警告前置廃止、緊急禁止命令新設等

(3) 平成30年中のストーカー事案行政措置実施状況（全国・九州管区内）

○全国（上位7都道府県）

	相談件数	警告	禁止命令	通常	緊急
警視庁	1,784	488	72	32	40
愛知	1,177	398	19	11	8
大阪	1,152	189	37	12	25
北海道	761	91	51	26	25
埼玉	1,193	82	52	27	25
兵庫	1,142	40	92	72	20
宮崎	387	101	29	28	1
全国	21,556	2,451	1,157	674	483

○九州管区内

	相談件数	警告	禁止命令	通常	緊急
福岡	1,574	10	117	41	76
佐賀	253	18	2	1	1
長崎	275	28	27	9	18
熊本	294	23	12	7	5
大分	404	17	4	2	2
宮崎	387	101	29	28	1
鹿児島	406	17	15	9	6
沖縄	117	13	1	1	0

(4) DV防止法の適用及び刑法・特別法検挙件数（県内）

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1.10末
保護命令	60	68	73	62	53	40
保護命令違反	3	3	3	1	2	0
刑法・特別法検挙	43	50	54	98	105	69

※R1.10末
は速報値

2 対策

- (1) 被害者等の安全確保を最優先とした対応
 - ア 危険性・切迫性の的確な判断と初動対応の徹底
 - イ 被害者等の避難措置の支援
 - ウ 各種法令を駆使した積極的な事件化による検挙措置
 - エ 警告・禁止命令等行政措置の積極実施
- (2) 関係機関・団体等との連携
 - ア 女性相談所、市町村等と連携した被害者保護対策
 - イ 精神科医と連携した加害者対策
- (3) 全警察職員の対処能力の向上

文教警察企業 常任委員会 資料	児童虐待事案の現状と対策について	令和元年12月5日(木) 宮崎県警察本部
-----------------------	------------------	-------------------------

1 現状

(1) 児童虐待の認知件数（県内）

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1.10末
身体的虐待	23	22	27	70	97	82
性的虐待	7	0	2	0	4	3
ネグレクト	18	17	15	34	24	38
心理的虐待	11	7	29	273	283	246
合 計	59	46	73	377	408	369

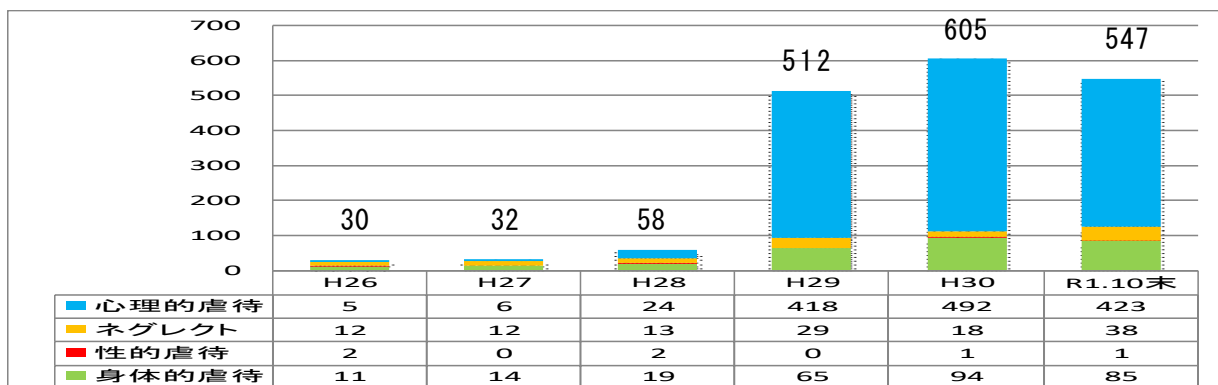
※R1.10末は速報値

(2) 県内・全国の通告児童数

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1.10末
県内の児童通告人員	30	32	58	512	605	547
全国の児童通告人員	28,923	37,020	54,227	65,431	80,252	未集計

※R1.10末は速報値

(3) 児童虐待の態様別通告児童数（県内）



(4) 児童虐待の事件検挙数（県内）

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1.10末
検挙件数（件）	6	3	3	8	7	10
検挙人員（人）	7	3	3	8	7	10
被害児童（人）	6	3	3	9	7	10

※R1.10末は速報値

(5) 警察と児童相談所との情報提供件数（県内）

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1.10末
警察⇒児童相談所	23	11	22	85	83	72
児童相談所⇒警察	7	0	5	5	22	114

※R1.10末は速報値

2 対策

- (1) 児童虐待事案における情報提供に関する協定に基づく情報提供の積極実施
- (2) 情報提供に関する県こども家庭課長と少年課長連名通知に基づく児童相談所との連携強化
- (3) 警察・検察・児童相談所の三者による検討会等を通じた連携強化
- (4) 公安員委員会と児童相談所との意見交換会の実施
- (5) 児童相談所との合同訓練等を通じた現場対応能力の向上